資産と費用の区分誤り

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>岸和田土木事務所</td><td>令和６年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが建設仮勘定に含まれていた。

<table>
<tr><th>年度</th><th>契約名称</th><th>金額</th><th>費用計上すべき金額</th></tr>
<tr><td>令和３年度</td><td>主要地方道　岸和田港塔原線　電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託</td><td>6,066,100円</td><td>6,066,100円</td></tr>
<tr><td>令和３年度</td><td>主要地方道　岸和田港塔原線　電線共同溝整備事業（野田工区）に伴う電線共同溝台帳整備業務委託</td><td>1,030,000円</td><td>1,030,000円</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>主要地方道　岸和田港塔原線　道路台帳修正委託</td><td>983,400円</td><td>983,400円</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>主要地方道　大阪和泉泉南線　道路台帳修正委託</td><td>1,999,500円</td><td>1,999,500円</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>主要地方道　大阪和泉泉南線　道路台帳修正委託</td><td>525,800円</td><td>525,800円</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>主要地方道　大阪和泉泉南線　道路台帳修正委託</td><td>1,075,000円</td><td>1,075,000円</td></tr>
</table></td><td>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【建設仮勘定取扱要領】
第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。
２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。

（参考）建設仮勘定の精算処理について
「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理、５　建設仮勘定　より
○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価額の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。
○　工事が完成して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムの【建設仮勘定精算】画面から建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。
○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を【複式情報訂正】画面で修正した後に、改めて精算登録を行います。</td></tr>
<tr><th colspan="3">措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年12月23日付けで「インフラ資産（ＢＳ建設仮勘定／インフラ）」から「過年度修正損」へ複式仕訳の修正登録を行い、財務会計システムの建設仮勘定一覧から当該案件の削除を行った。
本件検出事項の原因は、固定資産計上基準について、担当者及び決裁者の認識が不足していたことによる。
再発防止として、担当者等の関係職員に対し固定資産計上基準の周知を行い、今後仕訳を登録する際は、担当者及び決裁者が相互にチェックを行い、適正な事務処理を行う。</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年10月29日）